インボイス制度対応状況通知書

2023 年 10 月 1 日より「適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されており、複数税率に対応した消費税の仕入額控除の方法として、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで、息栖にぎわいテラスとの取引申込みをされる場合は、次の取引申込書（\*1）にあわせ、本通知書にもご記入の上あわせてご提出ください。

ご提出いただいた内容により、弊社販売所のＰＯＳシステムに登録させていただくようになります。

（\*1）○「取引申込書」の種類

・息栖神社周辺地域振興拠点施設利用許可申請書

・息栖神社周辺地域振興拠点施設「息栖にぎわいテラス」物販スペース商品等出品者登録申込書

・息栖神社周辺地域振興拠点施設「息栖にぎわいテラス」物販スペース商品等出品明細書

株式会社坂東太郎 御中

インボイス対応状況について

インボイス対応状況について次の通りお知らせいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 名前（団体名） 事業所名  |  |
| ご担当者名  |  |
| ご連絡（TEL・Email）  |  |
| 適格請求書発行事業者登録番号の取得状況（該当番号に○印）  | ① 取 得 済 ▼下記に登録番号をご記入ください |
| Ｔ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ② 取得予定 （登録予定時期） 年 月 日  |
| ③ 取得予定無  理由：(1)免税事業者 (2)その他（ ） |

以後、適格請求書発行事業者番号を取得された場合、登録を取消した等の場合には、大変お手数ではございますが、ご連絡いただくようお願いいたします。

弊社（㈱坂東太郎）の適格請求書事業者番号は次の通りです

弊社登録番号 T４０５０００１０１３９７５